

第4章 水道事業の目標

秩父別町は平成29年度にアセットマネジメントを策定済みであるが、「水道ビジョン」は未策定である。そこで、今回業務においては、「水道ビジョン」に代わるものとして比較的簡易な「事業計画」を協議・策定し、「経営戦略」に反映させることとする。

4.1 「新水道ビジョン」のあらまし

厚生労働省は、平成16年に「水道ビジョン」を策定し、その後の水道を取り巻く環境の変化を受け、平成25年3月に「新水道ビジョン」を策定・公表している。また、平成17年10月17日付の水道課長通知による「地域水道ビジョン作成の手引き」において、都道府県が作成する「都道府県水道ビジョン」と各水道事業者が作成する「水道事業ビジョン」の両方の作成を依頼している。更に、「新水道ビジョン」の考え方を各々の水道事業ビジョンに反映する際の記載事項や検討手法等を示す「水道事業ビジョン」作成の手引き」を公表したところである。「新水道ビジョン」のあらましは、以下のとおりである。

【1.新水道ビジョンの基本理念】

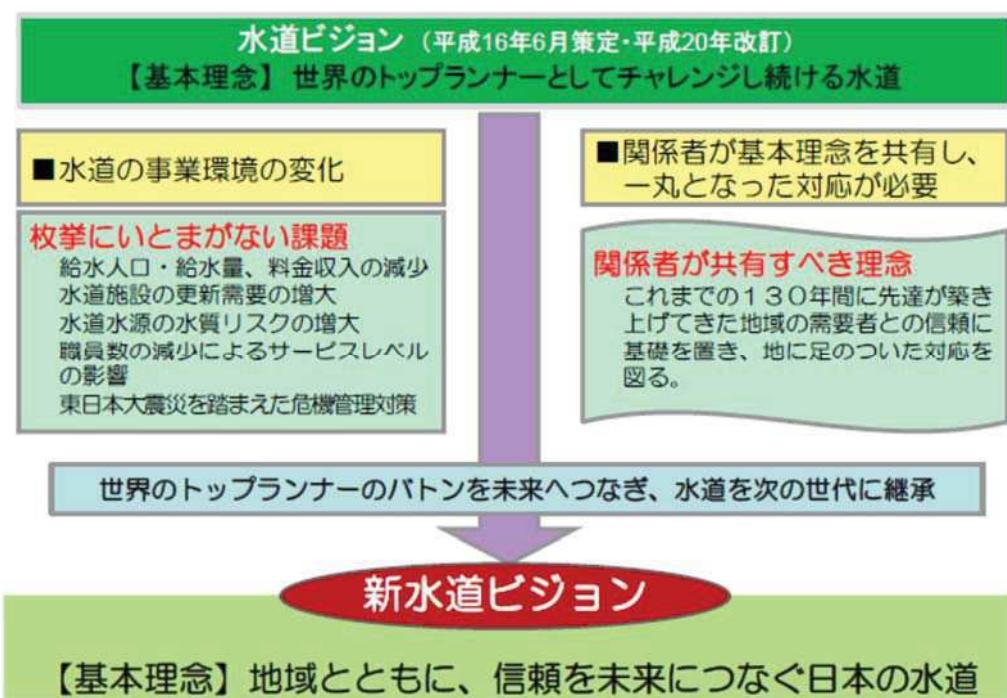
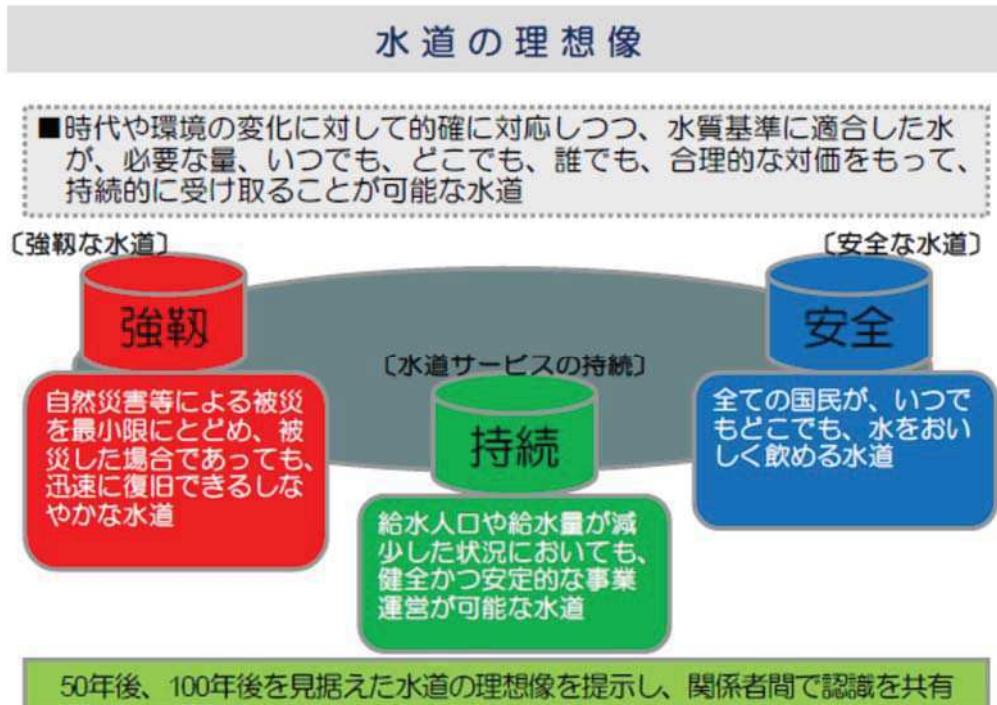


図 4-1 新水道ビジョンの基本理念

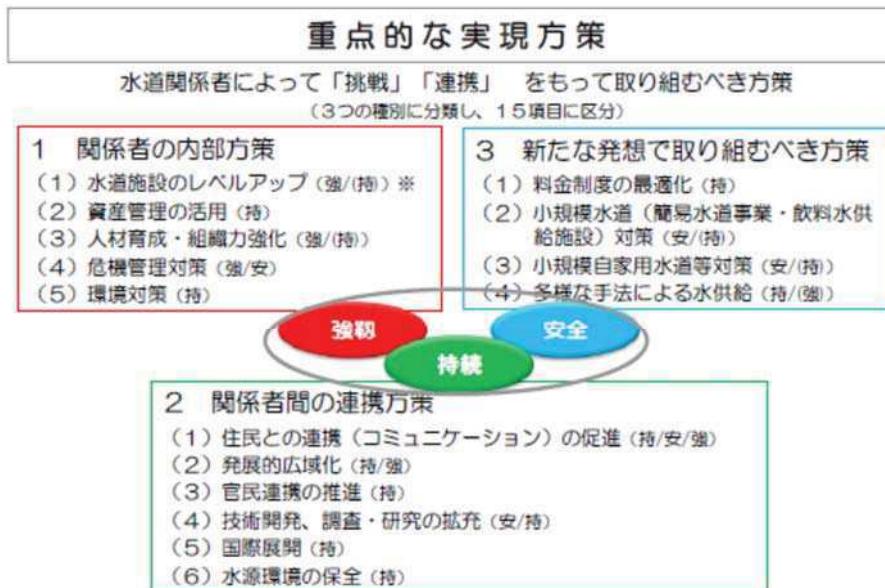
【2.水道の現状評価と課題】

(1) 水道サービスの持続性は確保されているか	(持続)	
<p>① 現状評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民皆水道の実現（水道普及率97.5%※1） ・市町村経営の原則※2のもと、水道サービスの持続性を確保 ・横断的な組織※3を中心とする情報共有、各種連携の実施 ・世界に先駆けた技術開発等、水道技術の絶え間ない研鑽・進歩 	<p>② 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・料金収入の不足・減少による施設更新・耐震化の遅れ ・人員削減・団塊世代の大量退職による職員の不足 ・人員不足に伴う、技術の空洞化、災害時対応力の低下 ・長期的視点に立った人材確保・育成 ・適正な事業規模を勘案した施設計画・財政計画・人材計画 ・広域化等の対策の実施 	
<p>① 現状評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道法に基づく水道水質基準の遵守 ・適切な施設整備と水質管理の実施 ・水質の安全性向上の実現 <ul style="list-style-type: none"> ・水系伝染病対策※1 ・環境汚染対策※2 ・消毒副生成物対策※3 ・異臭味対策※4 ・おいしい水の供給※4 	<p>② 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な取水障害や断水を引き起こす可能性のある水源汚染リスクの存在※5、※6 ・水道未普及地域の存在 ・水安全計画策定の進捗の遅れ※7 ・登録検査機関における水質検査の信頼性の低下 ・小規模貯水槽水道や飲用井戸における衛生的な水の確保の必要性 ・給水装置工事業者の資質の確保 	
<p>※1 住表法に上る病原生物・微生物等の</p> <p>③ 危機管理への対応は徹底されているか</p>	<p>(強制)</p> <p>① 現状評価</p> <p>(地震災害)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災※1における、水道関係団体による応援活動の展開 ・政府の各種方針※2に基づく原子力災害への対応※3 <p>(その他災害等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害等※4への対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理マニュアル等の整備 ・災害訓練の実施 	<p>② 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道事業の耐震化の進捗の遅れ※5 ・広域的な災害時において調達を可能とする体制の整備 ・緊急時における生活用水確保のための衛生水準確保の在り方の検討 ・応急対応時における、現場単位での指揮命令系統、判断権限の明確化 ・水道事業体の職員が減少している状況で、広域的な水道施設の被災を想定した応援ネットワーク化の推進 ・住民とのコミュニケーション※6の推進による被災時の対応力の強化

【3.水道の理想像】



【4.重点的な実現方策】



【5.計画期間とフォローアップ】

- ・50年先を見据えながら10年間に実現したい事業目標
- ・およそ5年ごとに見直し、新たな事業目標を設定

4.2 秩父別町簡易水道事業計画

(1) 理想像と基本目標

昨今、水道を巡る次のような諸情勢の変化に対応するため、「水道法」改正の議論が続けられてきた。

- ①人口減少に伴う水需要の減少と経営環境の悪化
- ②水道施設の老朽化と災害対応の重要性
- ③深刻化する人材不足と技術伝承困難

今回の「水道法」改正の概要は、以下の通りとされている。(厚労省資料より)

1. 関係者の責務の明確化

- (1)国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- (2)都道府県は水道事業者等(水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。)の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- (3)水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

2. 広域連携の推進

- (1)国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- (2)都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- (3)都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

3. 適切な資産管理の推進

- (1)水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- (2)水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- (3)水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- (4)水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

4. 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。

5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制(5年)を導入する。

※各水道事業者は給水装置(蛇口やトイレなどの給水用具・給水管)の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

しかしながら、水道法の骨格、本来の使命等は変わらないものと考えられ、「水道法」第1章総則、第1条に掲げられているこの法律の目的も変わらないと思われる。

そのため、秩父別町簡易水道事業における実現すべき理想像としては、「水道法」に示された目的を実現することと考え、次のように設定することとする。

水道の理想像： 「清浄、 豊富、 低廉な水道水の安定供給」

更に、それを実現するための基本方針として、「新水道ビジョン」に示された「持続」「安全」「強靭」といった諸課題を考慮しつつ、秩父別町のこれまでの実績と今後の行政方針を踏まえ、次のとおりに設定する。参考として、「秩父別町総合計画」および「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の一部を添付しておく。

秩父別町の基本方針： 水道サービスの継続により秩父別町を下支えする

「持続」： 経営基盤を強化し、健全で安定的な水道事業の継続

「安全」： 北空知広域水道企業団と連携し、安心・安全な水の供給

「強靭」： 事故・災害に強い水道と支援体制の構築

秩父別町総合計画

将来像 "協働の力で築く、安心安全で活気に満ちたまち"

施策目標 ①活力ある田園のまちづくり

②心かよいあう福祉のまちづくり

③安全で安心して暮らせるまちづくり

④豊かな心を育む生涯学習のまちづくり

⑤輝く未来へ活力あるまちづくり

まち・ひと・しごと創生総合戦略

全体目標 「2020年1月1日の総人口2,441人を維持」

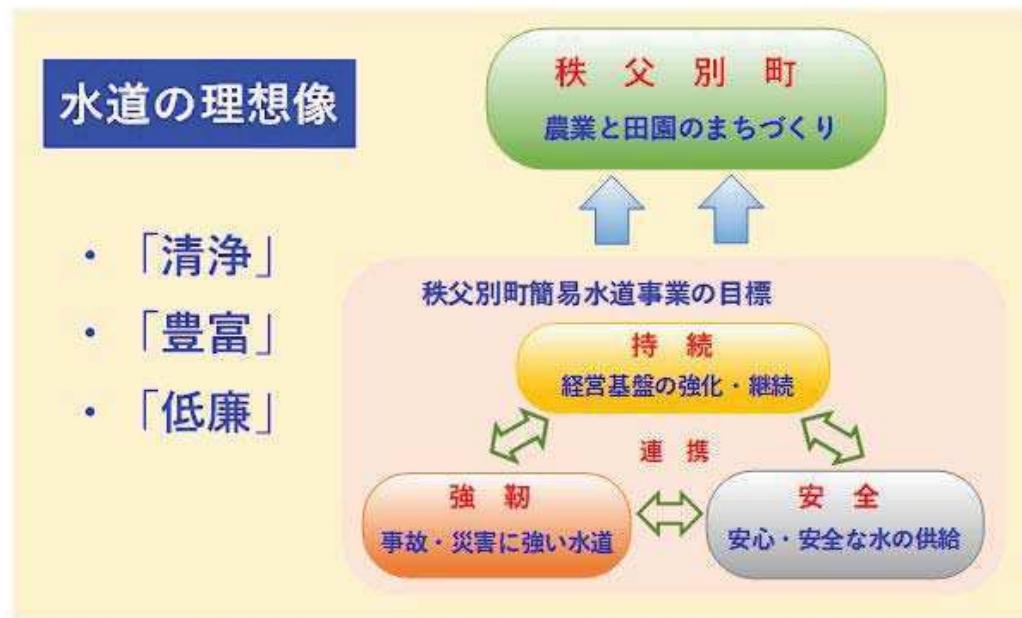
①秩父別に仕事をつくり、安心して働けるようにする

②秩父別に転入者、交流人口を増やし、転出者を減らす

③婚姻数、出生数を増やし、安心して子育てできるようにする

④地域と地域をつなぎ、安心な暮らしを守る

これにより、秩父別町簡易水道事業の目標としては、「持続」「安全」「強靭」に示された方針を着実に実施し、秩父別町を下支えすることとする。



4.3 設定目標と実現方策（今後10年間の事業計画）

「秩父別町新水道事業計画」の目標設定と実現方策を表4-1に示す。

表 4-1 「秩父別町新水道事業計画」の目標設定と実現方策

分類	実現方策			実施工程											
	項目	実施内容	優先度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029以降
持続	事業運営効率化	施設の見直し縮小・統廃合・委託化	課題												■■■
	効果的整備計画	漏水・事故の解消	優先					■■■■■							
		人口減等を反映した適正な給水区域設定	課題												■■■
	施設の高水準化	水道管路整備事業による老朽管更新	優先					■■■■■							
		水道施設更新整備事業による機器更新	優先					■■■							
	情報管理の高度化	管路台帳、監視システムの活用	継続	■■■■■■■■■■■											
		設備台帳システムの整備、活用	優先		■■■										
安全	経営基盤の強化	料金水準の適正化	継続	■■■■■■■■■■■											
		資金・財政計画の策定	最優先	■■					■■						
強靭	施設管理の適正化	施設管理マニュアルの作成	最優先	■■■■■											
		緊急時給水確保に向けた施設整備検討	課題									■■■	■■■	■■■	
		計装設備更新	最優先				■■■■■								
		配管網見直しとダウンサイ징	優先					■■■■■							
	耐震対策等の実施	配管網のネックポイント解消	優先						■■■■■						
		耐用年数・機能劣化に応じた修繕更新	優先					■■■■■							
	災害対策 マニュアル策定	給水拠点の設定と水の確保	最優先	■■■											
		重要給水施設管路の更新時耐震化	課題							■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
		危機管理マニュアルの作成	最優先	■■■■■											
協働	住民ニーズの把握 積極的な情報開示	広域・官民連携による応急体制の確立	課題										■■■	■■■	
		迅速な対応と顧客満足度の向上	課題									■■■■■	■■■■■	■■■■■	
		広報による情報提供	継続	■■■■■■■■■■■											
		経営戦略等のHP掲載	最優先	■■					■■						

青字：既に実施済みもしくは継続していると思われる方策

黒字：今後10か年で検討もしくは更新投資する方策・事業(最優先、優先に分類)

赤字：将来の課題と思われる方策

第5章 財政収支の見通し

5.1 投資・財政計画（収支計画）

投資・財政計画は別紙表 5-2(P33)、表 5-3(P34)のとおり

5.2 投資・財政計画（収支計画）の策定について

(1) 収支計画のうち投資について

本町の投資は、既存施設の更新計画に伴う投資が大半を示す。更新計画は次のように計画する。

- ① 構造物及び機械の老朽資産の半数は、計装設備を示すものであり、設定更新基準を 23 年として 2021 年（平成 33 年）から更新する。
- ② 管路設備は、口径 100 mm 以上の配水管の設定更新基準を 60 年として計画的に更新する。また緊急時給水拠点の優先を図る。
- ③ 設定年数で更新すると投資が集中するため、平準化を行い前倒し、先送りによる更新計画とする。
- ④ さらに事業費圧縮を図るため口径 75 mm 以下の配水管は、更新対象外とし修繕で対応することを考える。

(2) 収支計画のうち財源について

今後、給水人口の減少と水需要の減少により、料金収入の減少が見込まれる。財源は今後国庫補助金、料金収入及び企業債により収支均衡を図り、経営健全化を目指す。

なお、2028 年度までの収支結果は、表 5-1、図 5-1 のとおり収入が支出を上回り収支不足になりますが、内部留保資金を更新費用にかかる財源に活用する。

表 5-1 収入、支出及び内部留保資金

項目	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40
収益的収入	58,739	58,997	59,139	58,755	58,127	57,458	57,011	56,313	55,644	55,222	55,127	54,516
料金収入	52,949	52,397	52,660	52,397	51,870	51,080	50,554	49,764	48,974	48,447	47,921	46,867
その他	5,790	6,600	6,479	6,358	6,257	6,378	6,457	6,549	6,670	6,775	7,206	7,649
資本的収入	1,441	0	0	2,100	27,633	22,833	24,366	27,652	22,070	54,470	55,074	55,761
収入計	60,180	58,997	59,139	60,855	85,760	80,291	81,377	83,965	77,714	109,692	110,201	110,277
収益的支出	73,663	67,836	67,613	67,347	67,039	67,229	67,556	67,161	66,821	66,854	67,776	68,545
資本的支出	8,243	2,950	3,018	5,188	30,788	26,061	27,308	30,565	25,789	58,877	60,143	61,355
建設改良費	5,359	0	0	2,100	27,700	22,900	24,500	27,600	21,400	53,300	53,300	53,300
その他	2,884	2,950	3,018	3,088	3,088	3,161	2,808	2,965	4,389	5,577	6,843	8,055
支出計	90,149	73,736	73,649	77,723	128,615	119,351	122,172	128,291	118,399	184,608	188,062	191,255
収支計	-29,969	-14,739	-14,510	-16,868	-42,855	-39,060	-40,795	-44,326	-40,685	-74,916	-77,861	-80,978
内部留保資金	102,815	109,085	115,773	122,394	128,730	134,633	140,665	146,340	150,770	154,319	156,921	158,288

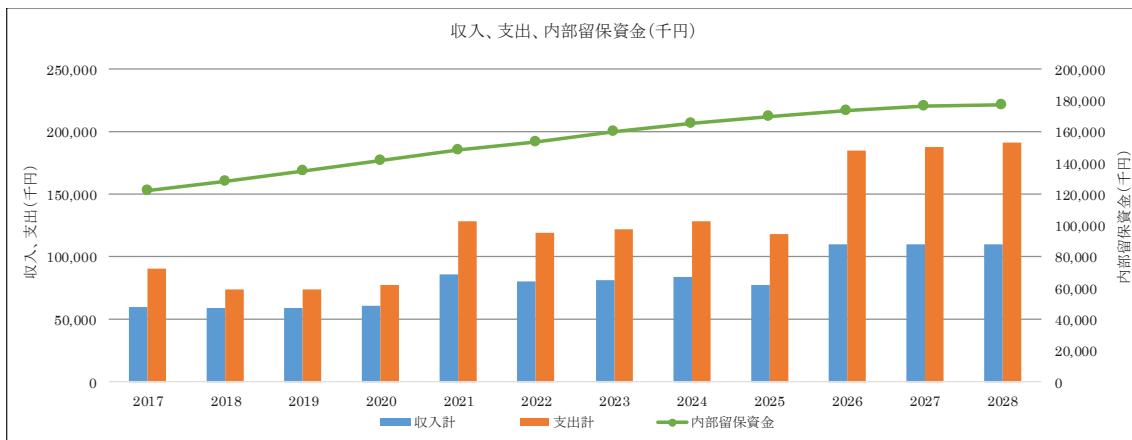


図 5-1 収入、支出、内部留保資金

5.3 投資・財政計画（收支計画）の今後の検討予定の取り組み

(1) 経営の効率化・健全化の取り組み

① 投資についての検討状況等

・施設・設備規模の適正化（ダウンサイ징）	配水池、管路施設の更新時には、給水量減少に伴い配水池容量のダウンサイ징、管路施設は、配管網を見直しと口径のダウンサイ징を検討し、更新時に反映させるものとする。
・施設・設備の合理化（スペックダウン）	北空知広域水道企業団より受水し主要施設の配水池は 1 箇所であり、施設の統廃合や合理化の計画はありません。
・広域化	北空知広域水道企業団の構成団体として連携済みである。今後も必要に応じ多様な連携手法を模索する。
・災害対策について	重要給水施設管路を優先し、施設の更新時には、耐震化を配慮した施設計画とする。

② 財源についての検討状況等

料金	今後計画している、更新計画に向け財政状況を見極め、適正な料金を設定し、健全な水道資産を維持するとともに、健全経営を目指す。ただし将来にわたり、更新費用が嵩み、給水人口の減少により料金収入が落ち込むことから料金の値上げを検討する必要がある。
国庫補助金	更新事業は厚生労働省簡易水道事業の国庫補助金を活用し、財源を確保する。
企業債	更新事業に伴い、企業債を活用し、財源確保に努める。
その他	内部留保資金の活用と、繰り出し基準に基づき、資金確保を計画する。

③ 投資以外の経費についての検討状況

・委託料	施設保守点検、検針業務、水質検査を外部委託にて実施している。漏水調査は隨時委託しているが、更なる業務委託の可能性を検討する。
・修繕費	機械電気計装設備の定期的な保守点検により、長寿命化を図るとともに、修繕費の軽減に努める。
・動力費	管路更新は、口径 75 mm以下の更新費用を抑制し、修繕により対応することで計画しているため、将来は修繕費の上昇が見込まれる。
・職員給与費	町の給与制度に準じて設定し、適正な給与、適正な人員配置による運営を図る。
・その他の取り組み	町のホームページや広報誌に、財政・経営状況、水道事業としての取り組み等公表し、広く町民の理解を得るよう説明責任を果たすように努める。

表5-2 様式第2号(法適用企業・収益的収支)

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円、%)

区分		年 度		2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 H31	2020 H32	2021 H33	2022 H34	2023 H35	2024 H36	2025 H37	2026 H38	2027 H39	2028 H40		
		1. 営業収益(A)	2. 営業外収益(B)	3. 受益的収入(C)	4. 受益的支出(D)	5. 経常損益(E)	6. 特別利益(F)	7. 特別損失(G)	8. 特別損益(H)	9. 当年度純利益(又は純損失)(I)	10. 純越利益剰余金又は累積欠損金(J)	11. 流動資産(K)	12. 累積欠損金比率($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)	13. 地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額(L)	14. 営業収益 - 受託工事収益(M)	15. 地方財政法による資金不足の比率($((L)/(M)) \times 100$)	16. 健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額(N)	17. 健全化法規則第6条に規定する解消可能資金不足額(O)
収益的収入	1. 営業収益(A)	53,512	54,291	55,928	53,967	53,704	53,177	52,387	51,861	51,071	50,281	49,754	49,228	48,174				
	(1) 料金収入	52,684	53,256	53,417	52,660	52,397	51,870	51,080	50,554	49,764	48,974	48,447	47,921	46,867				
	(2) 受託工事収益(B)																	
	(3) その他の収益	828	1,035	2,511	1,307	1,307	1,307	1,307	1,307	1,307	1,307	1,307	1,307	1,307	1,307	1,307	1,307	
	2. 営業外収益	5,329	5,275	6,959	5,172	5,051	4,950	5,071	5,150	5,242	5,363	5,420	5,332	5,257				
	(1) 補助金	0	0	0	0	0	1	12	21	30	41	63	62	60				
	他会計補助金						1	12	21	30	41	63	62	60				
	その他の補助金																	
	(2) 長期前受金戻入	4,798	4,783	4,783	4,592	4,471	4,369	4,479	4,549	4,632	4,742	4,777	4,690	4,617				
	(3) その他の戻入	531	492	2,176	580	580	580	580	580	580	580	580	580	580	580	580	580	
収益的支出	収入計(C)	58,841	59,566	62,887	59,139	58,755	58,127	57,458	57,011	56,313	55,644	55,174	54,560	53,431				
	1. 営業費用	33,124	40,601	39,058	36,452	36,452	36,452	37,061	37,748	37,748	37,748	38,086	38,086	38,086				
	(1) 職員給与費	7,322	7,427	7,540	7,261	7,261	7,261	7,261	7,261	7,261	7,261	7,261	7,261	7,261	7,261	7,261	7,261	
	基本給																	
	退職給付費																	
	その他の賃料費																	
	(2) 経費	2,867	10,000	8,659	6,419	6,419	6,419	6,419	6,419	6,419	6,419	6,419	6,419	6,419	6,419	6,419	6,419	
	動力費																	
	修繕費																	
	材料費																	
	その他の経費																	
支出し	(3) 減価償却費	22,935	23,174	22,859	22,772	22,772	22,772	23,381	24,068	24,068	24,068	24,406	24,406	24,406				
	2. 営業外費用	30,675	29,054	29,267	31,161	30,895	30,587	30,168	29,808	29,413	29,073	28,754	28,438	28,017				
	(1) 支払利息	895	832	765	697	636	637	577	526	491	459	448	389	328				
	(2) その他の支出	29,780	28,222	28,502	30,464	30,259	29,950	29,591	29,282	28,922	28,614	28,306	28,049	27,689				
	支出計(D)	63,799	69,655	68,325	67,613	67,347	67,039	67,229	67,556	67,161	66,821	66,840	66,524	66,103				
	経常損益(E)	(4,958)	(10,089)	(5,438)	(8,474)	(8,592)	(8,912)	(9,771)	(10,545)	(10,848)	(11,177)	(11,666)	(11,964)	(12,672)				
	特別利益(F)																	
	特別損失(G)																	
	特別損益(H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	当年度純利益(又は純損失)(I)	(4,958)	(10,089)	(5,438)	(8,474)	(8,592)	(8,912)	(9,771)	(10,545)	(10,848)	(11,177)	(11,666)	(11,964)	(12,672)				
流动資産	純越利益剰余金又は累積欠損金(J)																	
	流动資産(K)																	
	うち建設改良費分																	
	うち一時借入金																	
	うち未払金																	
	累積欠損金比率($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額(L)																	
	営業収益 - 受託工事収益(A)-(B)(M)	53,512	54,291	55,928	53,967	53,704	53,177	52,387	51,861	51,071	50,281	49,754	49,228	48,174				
	地方財政法による資金不足の比率($((L)/(M)) \times 100$)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額(N)																	
健全化法規則	健全化法規則第6条により規定する解消可能資金不足額(O)																	
	健全化法施行令第17条により算定した事業の規模(P)																	
	健全化法第22条により算定した資金不足比率($((N)/(P)) \times 100$)																	

表5-3 様式第2号(法適用企業・資本的収支)

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

年 度		2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 H31	2020 H32	2021 H33	2022 H34	2023 H35	2024 H36	2025 H37	2026 H38	2027 H39	2028 H40
資本的収支	1. 企業債	0	0	0	0	1,400	18,400	15,200	16,200	18,400	14,200	35,400	35,400	35,400
	うち資本費平準化債													
	2. 他会計出資金													
	3. 他会計補助金	1,409	1,441	1,474	1,508	0	0	0	0	52	737	1,304	1,908	2,595
	4. 他会計負担金													
	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国(都道府県)補助金	0	0	0	0	700	9,233	7,633	8,166	9,200	7,133	17,766	17,766	17,766
	7. 固定資産売却代金													
	8. 工事負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. その他の													
計 (A)		1,409	1,441	1,474	1,508	2,100	27,633	22,833	24,366	27,652	22,070	54,470	55,074	55,761
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額														
(B)														
純計 (A)-(B) (C)		1,409	1,441	1,474	1,508	2,100	27,633	22,833	24,366	27,652	22,070	54,470	55,074	55,761
資本的支出	1. 建設改良費	13,796	3,596	12,103	0	2,100	27,700	22,900	24,500	27,600	21,400	53,300	53,300	53,300
	うち職員給与費													
	2. 企業債償還金	2,819	2,883	2,945	3,018	3,088	3,088	3,161	2,808	2,965	4,389	5,577	6,843	8,055
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計への支出金													
	5. その他の	2,880	0	3,111	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (D)		19,495	6,479	18,159	3,018	5,188	30,788	26,061	27,308	30,565	25,789	58,877	60,143	61,355
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C)		18,086	5,038	16,685	1,510	3,088	3,155	3,228	2,942	2,913	3,719	4,407	5,069	5,594
補填財源	1. 損益勘定留保資金	13,179	3,433	9,220	9,706	9,709	9,491	9,131	8,974	8,588	8,149	7,963	7,671	6,961
	2. 利益剰余金処分額													
	3. 繰越工事資金													
	4. その他の													
計 (F)		13,179	3,433	9,220	9,706	9,709	9,491	9,131	8,974	8,588	8,149	7,963	7,671	6,961
補填財源不足額 (E)-(F)		4,907	1,605	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計借入金残高 (G)														
企業債残高 (H)		2,819	2,883	2,950	3,018	3,088	3,088	3,161	2,808	2,965	4,389	5,577	6,843	8,055

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 H31	2020 H32	2021 H33	2022 H34	2023 H35	2024 H36	2025 H37	2026 H38	2027 H39	2028 H40
収益的収支分	447	415	2,099	0	0	1	12	21	30	41	63	62	60	
	うち基準内繰入金	447	415	2,099	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金													
資本的収支分	1,409	1,441	1,474	1,508	0	0	0	0	0	52	737	1,304	1,908	2,595
	うち基準内繰入金	1,409	1,441	1,474	1,508	0	0	0	0	52	737	1,304	1,908	2,595
	うち基準外繰入金													
合 計		1,856	1,856	3,573	1,508	0	1	12	21	82	778	1,367	1,970	2,655

第6章 経営戦略の事後検証

秩父別町水道事業経営戦略の計画期間を10年間とした。今後7年間は計装設備等の更新が中心であるが、平成37年度以降の管路更新にあたっては、事前にダウンサイジングの検討、懸案の寸断されたバイパスの整備及び必要なバイパスを含めた配管網の再構築を実施することが必要となっている。

今後更新事業の進展に伴い、5年毎に人口減少や地域のまちづくり、居住形態の変化に応じながら、図6-1に示すようなP(計画の策定)、D(事業の実施)、C(事業の評価)、A(事業の見直し)サイクルによる事業の見直し・改善を実施するとともに、下記に示すような手順で効率的な更新事業を進めることが必要と考える。

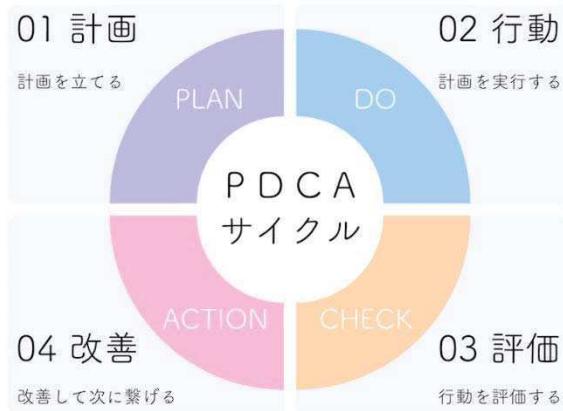


図 6-1 PDCA サイクルのイメージ図